宇佐市外通学児童生徒等学校給食費補助金交付要綱

令和５年12月26日

宇佐市告示第321号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市外に通学する児童・生徒（宇佐市に住所を有し、市外の公立の小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（高等部を除く。）に通学する者であって、宇佐市教育委員会が区域外通学を認めたものに限る。以下同じ。）の学校給食費に係る経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　児童　児童・生徒のうち小学校に在籍する者をいう。

(２)　生徒　児童・生徒のうち児童を除く者をいう。

(３)　学校給食費　学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第２項に規定する学校給食費をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、児童・生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又はこれに準じる者として市長が認める者であって、宇佐市に住所を有するものに限る。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該児童・生徒の保護者は交付対象者から除く。

(１)　生活保護又は就学援助の認定により、学校給食費相当額の給付を受けている場合

(２)　国、県等からの就学援助費等又は宇佐市学校給食助成金支給要綱（令和５年宇佐市告示第79号）による助成金その他補助金等により、学校給食費相当額の給付を受けている場合

(３)　児童・生徒が在学する学校等において、学校給食法に基づく学校給食が実施されていない場合

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、交付対象者が児童・生徒に係る学校給食費として支払った費用に相当する額とする。ただし、児童に係る学校給食費にあっては１月当たり4,200円、生徒に係る学校給食費にあっては１月当たり4,700円を上限とする。

（交付申請及び請求）

第５条　交付対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、宇佐市外通学児童生徒等学校給食費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請及び請求は、原則として、当該年度の学期ごとの学校給食費（１学期は４月から７月まで、２学期は８月から12月まで、３学期は１月から３月までの学校給食費）に係る補助金につき、市長が別に定める日までに行うものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

（交付決定及び交付）

第６条　市長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

２　市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその内容を宇佐市外通学児童生徒等学校給食費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該交付対象者に通知し、補助金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第７条　市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認める場合は、当該交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

　（施行期日等）

１　この告示は、公示の日から施行し、令和５年４月１日以後の学校給食費に係る費用について適用する。

　（令和５年度における交付申請及び請求の特例）

２　令和５年度における交付申請及び請求は、第５条第２項の規定にかかわらず、当該年度の学校給食費に係る補助金につき、市長が別に定める日までに行うものとする。